

○広島修道大学法学部履修細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学学則（以下「学則」という。）に基づき、法学部学生の履修及び法学部に開設する授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(細則の運用)

第2条 この細則の運用にあたって必要な事項は、法学部教授会の議を経て定める。

(単位算定基準)

第3条 各授業科目の単位算定基準は、15時間の授業をもって1単位、30時間の授業をもって2単位、60時間の授業をもって4単位とする。ただし、別表において1単位と定められている授業科目のうち、実験、実習及び実技で行われる授業については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の単位数は2単位とする。
- 3 講義と実習を組み合わせて行う授業科目の単位数は、実習に当てる授業時間数を換算して、第1項本文の基準により定める。

(科目区分、科目分類及び配当年次)

第4条 各授業科目の科目区分、科目分類及び配当年次は別表のとおりとする。

(卒業所要単位数)

第5条 卒業所要単位数は、次の表のとおりとする。

科目区分	科目分類	修得単位数		卒業所要単位数
全学共通科目	地域理解科目	1単位以上	24単位以上	124単位以上
	国際理解科目	8単位以上		
	一般教養科目	6単位以上		
	スポーツ・健康科目	1単位以上		
	キャリアデザイン科目	1単位以上		
	データサイエンス科目			
主専攻科目	基本科目	20単位以上	64単位以上	64単位以上
	発展科目			
	演習	ゼミナールIV		

		又は卒業研究 を含む2単位 以上		
	特別科目			
	学部関連科目			
自由選択科目				

第6条 削除

第7条 削除

第2章 履修登録及び履修方法

(開講授業科目、開講形態、担当教員及び授業時間割)

第8条 各年度の開講授業科目、開講形態、担当教員及び授業時間割は、別に定める。

(履修科目の登録及び変更)

第9条 学生は、指定登録日に、所定の履修届によって履修登録をしなければならない。

2 削除

3 登録後に休学、退学又は除籍の身分異動事由が生じた学生の登録は、単位修得した授業科目のものを除き、取消すものとする。

4 派遣学生、特別聴講学生、編入学生、学士入学生及び後期復学者の履修登録に関しては別に定める。

(登録単位数の制限)

第10条 学生が1年間に履修登録できる単位数（以下「年間登録単位数」という。）は、44単位とし、前期又は後期に履修登録できる単位数（以下「学期登録単位数」という。）は、24単位とする。ただし、4年次に限り、学期登録単位数は28単位とする。なお、通年科目の単位数は、前後期に按分して履修単位数に含めるものとする。

2 学則第10条第1項別表2（その9）の授業科目の単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含まないものとする。

3 広島修道大学学生交流規程第4条第3項に基づき、教育ネットワーク中国における単位互換包括協定（以下「単位互換協定」という。）により他大学の授業科目を履修する場合は、各年次とも年間登録単位数に他大学で履修する単位数を加えることができる。ただし、年間登録単位数に加えることができる単位数の上限は2単位とする。なお、単位互換協定に基づき履修できる単位数は、2年次生は年間2単位、3年次生は年間4単位、4年次生は年間8単位を上限とする。

(修道スペシャルプログラム及び他学部履修)

第11条 学生は、他学部の授業科目の履修（以下「他学部履修」という。）を行うことができる。履修を許可しない授業科目の詳細は別に定める。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 学生が、他学部履修する授業科目の単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含むものとする。
- 6 他学部履修により修得した単位は自由選択科目の卒業所要単位に算入する。
- 7 他学部履修ができる学生は、2年次以上とする。
- 8 修道スペシャルプログラムの履修及び修了要件その他必要な事項は別に定める。

(他の大学等の授業科目の履修及び単位認定)

第12条 学生は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修することができる。履修できる授業科目及び履修登録できる単位数その他必要な事項は別に定める。

- 2 学生が、他の大学等の授業科目を履修する場合、単位互換協定に基づいて他の大学等の授業科目を履修する場合を除き、その単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含まないものとする。
- 3 学生が、他の大学等の授業科目を履修したことにより修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して卒業所要単位に算入する。ただし、合計30単位を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、合計60単位まで卒業所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 学生が、第1年次に入学する前に他の大学等で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して卒業所要単位に算入する。ただし、本学で修得した単位を除き、合計30単位を超えることはできない。

- 2 学生が、第3年次に編入学又は学士入学する前に他の大学等で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して一括単位認定し、卒業所要単位に算入する。ただし、合計60単位を超えることはできない。

第13条の2 第12条、第13条第1項により卒業所要単位に算入できる単位数は、そのすべてをあわせて合計60単位を超えることはできない。

(転部前の既修得単位の認定)

第14条 学生が、第2年次に転部する前に他学部で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して卒業所要単位に算入する。ただし、合計44単位を超えることはできない。

第15条 削除

第15条の2 削除

(履修登録上の制限)

第16条 学生は、次の各号に掲げる授業科目の履修登録を行うことはできない。

- (1) 学生の在籍する年次と異なる配当年次が定められている授業科目
 - (2) 同一科目名称の授業科目（別に定める授業科目を除く。）
 - (3) 単位を既に修得した授業科目
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、教育上必要と認められる場合には、学生の在籍する年次と異なる配当年次が定められている授業科目の履修登録を認めることがある。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、単位を既に修得した授業科目の成績を上書きすることを目的として履修すること（以下「取消再履修」という。）は妨げない。ただし、取消再履修が承認された授業科目については、単位を既に修得した同一授業科目の成績及び単位数を無効とする。取消再履修できる授業科目及び手続は別に定める。
- 4 学生は、次の各号に掲げる制限を定める授業科目については、その制限に従い履修登録しなければならない。
- (1) 履修クラスを指定する授業科目
 - (2) 同一年度に同時履修しなければならない授業科目
 - (3) 同一年度又は同一学期に同時履修できない授業科目
 - (4) 特定の授業科目の単位修得を必要とする授業科目
 - (5) 担当教員の承認を必要とする授業科目
 - (6) 履修登録人数の上限を定める授業科目
 - (7) 再履修できない授業科目
 - (8) プレイスマントテストを実施する授業科目
 - (9) 一定数の単位修得を必要とする授業科目
 - (10) 前各号のほか、教育上必要な制限を定める授業科目
- (履修登録しなければならない授業科目)

第17条 学生が当該年次に履修登録しなければならない授業科目は、別に定める。

(履修登録上の指針)

第18条 学生は、別に定める履修モデル等の履修登録上の指針に従って履修登録を行うことが望ましい。

第3章 単位の認定

(単位認定及び成績評価)

第19条 各授業科目の単位認定は担当教員が行う。

2 前項の単位認定は、学則第17条の規定による。また、成績評価は、広島修道大学及び広島修道大学大学院における成績評価に関する規程第2条から第4条までの規定による。ただし、卒業研究の単位認定については別に定める。

第4章 その他

(事務担当)

第20条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1976年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、第7条を改正し、1977年4月1日から施行する。ただし、第7条は昭和51年度生で在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この細則は、第8条を改正し、1978年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、第8条及び第12条を改正し、1979年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、第3条の別表(1)を改正し、1980年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、第3条の別表(1)を改正し、1981年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、第3条の別表(1)、(2)、第8条及び第11条を改正して1982年4月1日から施行し、昭和57年度生（82年度生）から適用する。ただし、1981年度以前から在学する者については、改正後の第3条の別表(1)、第8条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例により、又、第3条の別表(2)については、改正後の規定を適用するものとする。
- 8 この細則は、第3条の別表(1)、(2)、第7条、第10条を改正し、1983年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、第3条の別表(2)を改正し、1984年4月1日から施行し、昭和59年度生（84

年度生) から適用する。

- 10 この細則は、第3条第2項の別表(1)を一部を改め、同条同項に別表(3)を、第7条に第3項を、第8条に第4項を、第8条の次に第8条の2を新たに付け加え、1986年4月1日から改正施行する。ただし、1985年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 11 この細則は、第3条第2項別表(1)及び第7条第1項を改正し、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 12 この細則は、第3条第1項、同条第2項、第4条、第9条、第10条第1項及び第11条を改め、第9条に第2項を付け加え、第10条第2項、同条第3項を削り、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 この細則は、第9条第1項、同条第2項を改め、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 この細則は、第3条第2項、第4条、第9条第1項、第10条、第11条、第12条第3項を改め、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 15 この細則は、第3条第2項の別表(1)及び第8条第2項を改正し、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前に入学したものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
また第3条第2項の別表(2)及び(3)を改め、1991年4月1日から施行する。ただし、1989年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 16 この細則は、第2条を改正して、1992年4月1日から施行する。ただし、1991年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 17 この細則は、1994年12月1日に全面的に改正し、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 18 この履修細則は、第3条及び第4条別表1を1996年11月21日に改正し、1997(平成9)年4月1日より施行する。ただし1996(平成8)年度以前に入学した者については、なお従前のとおりとする。
- 19 この履修細則は第3条、第4条別表1及び第12条を1998年12月3日に改正し、1999

年4月1日より施行する。

- 20 この履修細則は、第4条別表1、第6条及び第12条第4項を1999（平成11）年9月16日に改正し、2000（平成12）年4月1日より施行する。ただし、1999（平成11）年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第6条及び第12条第4項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 21 この履修細則は、2002年2月7日に全面的に改正し、2002年4月1日より施行する。ただし、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生については、次の表に定める授業科目を除き、なお従前のとおりとする。
- 22 この履修細則は、2002年2月7日に第9条を改正し、2002年4月1日より施行する。ただし、第9条については、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生に関して、それらの者が3年次又は卒業年次に達した時を除き、なお従前のとおりとする。
- 23 この履修細則は、2003年3月6日に第15条別表4を改正し、2003年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生については、なお、従前のとおりとする。
- 24 この履修細則は、2003年4月1日に第11条別表3を改正し、2003年4月1日より施行する。
- 25 この細則は、2003（平成15）年5月1日に第4条別表1、第5条を改正し、2004（平成16）年4月1日から施行する。ただし、2003（平成15）年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第5条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 26 この細則は、第6条第1項（別表2（その1））及び第11条第1項（別表3）を2005（平成17）年1月6日に改正し、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、2004（平成16）年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表3）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 27 この細則は、第4条（別表1）を2005（平成17）年10月27日に改正し、2006（平成18）年4月1日から施行する。ただし、2005（平成17）年度以前に入学した者については、改正後の第4条（別表1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 28 この細則は、第3条～第7条、第9条～第16条及び第19条を、2006（平成18）年1月18日に改正し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度

以前に入学した者については、改正後の第3条、第4条（別表1）、第5条、第6条、第7条（別表2）、第11条第1項（別表3）、第2項及び第4項、第12条第3項、第13条、第14条、第15条第4項、第16条第1項第2号（別表6）の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、2006（平成18）年度以前に入学した者に対して改正前の第4条（別表1）に加えて履修することを認める授業科目については別に定めるものとする。さらに、第10条については、2005（平成17）年度以前に入学した者に対して、経過措置として、年間登録単位数を別に定めるものとする。

- 29 この細則は、2007（平成19）年4月26日に第12条、第13条及び第15条を改正し、また、第15条の2を追加し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度以前に入学した者については、改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 30 この細則は、第11条別表3及び別表4、並びに第12条第1項を2007（平成19）年1月4日に改正し、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 31 この履修細則は、第15条別表5を2008（平成20）年7月3日に改正し、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 32 この履修細則は、第15条別表5を2009（平成21）年3月5日に改正し、2009（平成21）年4月1日から施行する。
- 33 この履修細則は、第13条第2項、第15条別表5及び第16条別表6を2010年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 34 この履修細則は、第15条別表5を2010年5月6日に改正し、2010年4月1日から施行する。
- 35 この履修細則は、第4条別表1、第5条、第10条第1項、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6を2010年9月9日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第5条、第10条第1項、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 36 この履修細則は、第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4及び第16条第1項第2号別表6を2011年1月6日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4及び第16条第1項第2号別表6の規定にかかわらず、なお従前の例に

よるものとする。

37 この履修細則は、第11条第1項別表3、同条第2項、同条同項別表4及び第15条第1項別表5を2011年3月3日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第15条第1項別表5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

38 この履修細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年8月4日に改正し、同日から施行する。

39 この履修細則は、2011年8月4日に第4条別表第1（備考）及び第15条別表5（注）を改正し、第16条第3項第10号を追加し、同日から施行する。ただし、第4条別表1に定める授業科目のうち、「アドバンスト英語」、「上級外国語I」及び「上級外国語II」については2007年度から2010年度までに入学した者、「法哲学」については2010年度以前に入学した者が、それぞれ2012年4月1日から履修できるものとする。

40 この履修細則は、第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第15条第1項別表5、第16条第1項第2号別表6を2011年10月27日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、遡及適用に関する取り扱いは下記のとおりとする。

(1) 2011年度入学生について

- a) 法律学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）、「憲法原論」、「刑法総論」（2単位）、「刑法各論」（2単位）、「現代犯罪論」、「少年法」及び「M&A法」を履修できるものとし、改正後の第11条第1項別表3を適用する。
- b) 国際政治学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）、「憲法原論」、「現代犯罪論」、「少年法」及び「発展講座G」を履修できるものとし、改正後の第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6を適用する。また、第11条第1項別表3に追加した「M&A法」、「刑法総論」（2単位）及び「刑法各論」（2単位）を他学科履修できるものとする。

(2) 2010年度以前入学生について

- a) 法律学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）、「憲法原論」、「刑法総論」（2単位）、「刑法各論」（2単位）、「現代犯罪論」及び「少年法」を履修できるものとする。
- b) 国際政治学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）及び「憲法原論」を履修できるものとし、改正後の第15条第1項別表5を適用する。

- 41 この履修細則は、第11条第1項別表3及び同条第2項別表4を2012年1月5日に改正し、2012年4月1日から施行する。
- 42 この履修細則は、第11条第1項別表3、第13条第1項、第15条及び第15条第1項別表5を2012年3月1日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、改正前の第15条第1項別表5におけるニュース時事能力検定試験3級については、2011年度以前に合格した場合に限り、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 43 この履修細則は、第15条第1項別表5を2012年4月5日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、改正前の第15条第1項別表5における法学検定試験2級、3級及び4級については、2011年度以前に合格した場合に限り、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 44 この履修細則は、第4条第1項別表1を2012年12月6日に改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、第4条別表1に定める授業科目のうち、「Media English II」及び「Business English II」を除くほかは、2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、第7条第1項別表2、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第15条第1項別表5、第16条第1項第1号別表6を2012年12月6日に削り、別表1を別表とし、2013年4月1日から施行する。
- 45 この履修細則は、第4条別表を2013年2月7日に改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、「国際機関インターンシップA」、「国際機関インターンシップB」及び「国際機関インターンシップC」を遡及適用するほかは、なお従前の例によるものとする。
- 46 この履修細則は、2013年3月7日に第19条第2項、同条第4項、同条第5項を改正し、同条第3項を削り、以下項数を繰り上げ、第20条から第24条までを削り、以下条数を繰り上げて2013年4月1日から施行する。
- 47 この履修細則は、2014年1月9日に第5条、第11条第2項及び第4条別表を改正し、第11条第3項、第4項を新たに追加し、以下項数を繰り下げ、2014年4月1日から施行する。ただし、2013年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。
- 48 この履修細則は、第4条別表を2014年12月4日に改正し、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 49 この履修細則は、2015年8月6日に第4条別表を改正し、2016年4月1日から施行す

る。ただし、2013年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

50 この細則は、2015年9月3日に第20条を改正し、2015年10月1日から施行する。

51 この履修細則は、第3条第1項、第4条別表及び第5条を2016年11月10日に改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

52 この履修細則は、第4条別表を2017年2月9日に改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、「長期インターンシップA」、「長期インターンシップB」、「長期インターンシップ事前・事後指導」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

53 この細則は、2017年3月1日に第4条別表を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

54 この細則は、2018年1月4日に、第1条、第2条（見出しを含む。）、第4条別表、第5条、第8条見出し、第9条、第10条、第11条（見出しを含む。）、第13条第1項、第14条及び第19条第2項を改正し、第7条を削除し、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前に入学した者については、「刑事訴訟法I」及び「刑事訴訟法II」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、2017年度以前に入学した者の「刑事訴訟法I」及び「刑事訴訟法II」の履修は、「刑事訴訟法」の単位未修得者に限るものとする。

55 この履修細則は、2019年3月1日に第10条第2項を改正し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

56 この細則は、2020年2月7日に第3条第1項及び第4条別表を改正し、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前に入学した者については、「広島の事業承継を学ぶ」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

57 この細則第10条に規定する学期登録単位数は、2020年度後期に限り26単位とする。ただし、4年次に限り30単位とする。

58 この細則は、2021年3月1日に第11条（見出しを含む。）を改正し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 59 この細則は、2022年5月11日に第5条を改正し、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 60 この細則は、2022年10月5日に第4条別表を改正し、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 61 この細則は、2023年1月4日に、第3条第1項、第4条別表、第5条、第11条第1項（見出しを含む。）、第12条第2項、同条第3項及び第4項を改正し、第10条第3項、第11条第7項及び第8項、第13条の2を追加し、第11条第2項、第15条、第15条の2を削除し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前に入学した者については、「基本的人権I」及び「基本的人権II」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、2023年度以前に入学した者の「基本的人権I」及び「基本的人権II」の履修は、「基本的人権」の単位未修得者に限るものとする。
- 62 この細則は、2024年3月6日に第4条別表、第10条、第16条、第19条（見出しを含む）及び第3章の章名を改正し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前に入学した者については、第10条第1項、第16条及び第19条を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条及び第4条関係）

法学部授業科目配当表

科目区分	科目分類	授業科目的名称	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
全 学 共 通 科 目	地域理 解科目	広島修道大学と広島 広島と平和 広島の防災と法務	1 1 2	1・2・3・4 1・2・3・4 2・3・4	(1)	
	国際理 解科目	日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V	1 1 1 1 1	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4	(2)、(3)、 (4)、(5)	

日本語VI	1	1・2・3・4	
日本語VII	1	1・2・3・4	
日本語VIII	1	1・2・3・4	
アカデミック日本語	2	1・2・3・4	
ビジネス日本語	2	1・2・3・4	
漢字入門 I	1	1・2・3・4	
漢字入門 II	1	1・2・3・4	
留学生アカデミックスキル	2	1・2・3・4	
留学生キャリア形成	2	1・2・3・4	
留学スタートアップ	1	1・2・3・4	
留学フォローアップ	1	1・2・3・4	
中長期スタディ・アブロード（入門）	2	1・2・3・4	
中長期スタディ・アブロード（事前）	2	2・3・4	
中長期スタディ・アブロード（事後）	1	2・3・4	
ヨーロッパ言語圏留学入門	1	1・2・3・4	
英語圏留学入門	1	1・2・3・4	
アジア圏留学入門	1	1・2・3・4	
外国語としての日本語	2	1・2・3・4	
Multicultural Project	2	1・2・3・4	
多文化交流プロジェクト	2	1・2・3・4	
言語と文化	2	1・2・3・4	
留学英語入門	2	1・2・3・4	
言語文化特殊講義 I	2	2・3・4	
言語文化特殊講義 II	2	2・3・4	
JAPANトピックス	1	1・2・3・4	
ことばと社会	2	1・2・3・4	
英語I（リーディング・ライティング）	1	1・2・3・4	
英語II（リーディング・ライティング）	1	1・2・3・4	
英語III（リスニング・スピーキング）	1	1・2・3・4	
英語IV（リスニング・スピーキング）	1	1・2・3・4	

	アクティブ・イングリッシュ I	1	1・2・3・4	
	アクティブ・イングリッシュ II	1	1・2・3・4	
	英語ライティング I	2	1・2・3・4	
	英語ライティング II	2	1・2・3・4	
	英語ライティング III	2	1・2・3・4	
	英語ライティング IV	2	1・2・3・4	
	英語聴解 I	2	1・2・3・4	
	英語聴解 II	2	1・2・3・4	
	英語聴解 III	2	1・2・3・4	
	英語聴解 IV	2	1・2・3・4	
	英語読解 I	2	1・2・3・4	
	英語読解 II	2	1・2・3・4	
	英語読解 III	2	1・2・3・4	
	英語読解 IV	2	1・2・3・4	
	アカデミック・リーディング I	2	1・2・3・4	
	アカデミック・リーディング II	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション入門 I	1	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション入門 II	1	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション I	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション II	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション III	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション IV	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション V	2	1・2・3・4	
	英語コミュニケーション VI	2	1・2・3・4	
	英語文法入門 I	1	1・2・3・4	
	英語文法入門 II	1	1・2・3・4	
	英語語法 I	2	1・2・3・4	
	英語語法 II	2	1・2・3・4	
	英語語法 III	2	1・2・3・4	
	英語語法 IV	2	1・2・3・4	

	資格英語入門 I	1	1・2・3・4	
	資格英語入門 II	1	1・2・3・4	
	資格英語 I	2	1・2・3・4	
	資格英語 II	2	1・2・3・4	
	資格英語 III	2	1・2・3・4	
	資格英語 IV	2	1・2・3・4	
	資格英語 V	2	1・2・3・4	
	資格英語 VI	2	1・2・3・4	
	英語プレゼンテーション I	2	1・2・3・4	
	英語プレゼンテーション II	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション I	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション II	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション III	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション IV	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション V	2	1・2・3・4	
	英語ディスカッション VI	2	1・2・3・4	
	時事英語 I	2	1・2・3・4	
	時事英語 II	2	1・2・3・4	
	時事英語 III	2	1・2・3・4	
	時事英語 IV	2	1・2・3・4	
	時事英語 V	2	1・2・3・4	
	時事英語 VI	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 I	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 II	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 III	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 IV	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 V	2	1・2・3・4	
	ビジネス英語 VI	2	1・2・3・4	
	ドイツ語 I	1	1・2・3・4	
	ドイツ語 II	1	1・2・3・4	

	ドイツ語III	1	1・2・3・4	
	ドイツ語IV	1	1・2・3・4	
	フランス語 I	1	1・2・3・4	
	フランス語 II	1	1・2・3・4	
	フランス語 III	1	1・2・3・4	
	フランス語 IV	1	1・2・3・4	
	スペイン語 I	1	1・2・3・4	
	スペイン語 II	1	1・2・3・4	
	スペイン語 III	1	1・2・3・4	
	スペイン語 IV	1	1・2・3・4	
	中国語 I	1	1・2・3・4	
	中国語 II	1	1・2・3・4	
	中国語 III	1	1・2・3・4	
	中国語 IV	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 I	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 II	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 III	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 IV	1	1・2・3・4	
	中級外国語 I	2	2・3・4	
	中級外国語 II	2	2・3・4	
	上級外国語 I	2	2・3・4	
	上級外国語 II	2	2・3・4	
	外国語特殊講義	2	3・4	
	海外研修A	1	1・2・3・4	
	海外研修B	2	1・2・3・4	
	海外研修C	3	1・2・3・4	
	海外研修D	4	1・2・3・4	
	海外研修E	5	1・2・3・4	
一般教養科目	哲学	2	1・2・3・4	
	倫理学	2	1・2・3・4	

美学	2	1・2・3・4	
芸術学	2	1・2・3・4	
西洋文学	2	1・2・3・4	
日本語学	2	1・2・3・4	
心理学	2	1・2・3・4	
文化論	2	1・2・3・4	
文化人類学	2	1・2・3・4	
西洋の美術	2	1・2・3・4	
日本近世文学	2	1・2・3・4	
西洋文化論	2	1・2・3・4	
人間と生命の倫理学	2	1・2・3・4	
人生の探究としての倫理学	2	1・2・3・4	
愛の倫理学的考察	2	1・2・3・4	
現代日本語の特質	2	1・2・3・4	
ドイツ文学	2	1・2・3・4	
江戸時代の衣服	2	1・2・3・4	
日本語と英語	2	1・2・3・4	
科学史	2	1・2・3・4	
日本文学	2	2・3・4	
西洋の図像学	2	2・3・4	
キリスト教倫理	2	2・3・4	
芸術文化学	2	2・3・4	
江戸時代の服飾	2	2・3・4	
日本史	2	1・2・3・4	
西洋史	2	1・2・3・4	
地理学	2	1・2・3・4	
社会学	2	1・2・3・4	
法学	2	1・2・3・4	
政治学	2	1・2・3・4	
経済学	2	1・2・3・4	

情報社会論	2	1・2・3・4	
日本近代史	2	1・2・3・4	
日本近現代史	2	1・2・3・4	
西洋中近世史	2	1・2・3・4	
生活の中の地理学	2	1・2・3・4	
社会学のものの見方と考え方	2	1・2・3・4	
現代経済学	2	1・2・3・4	
情報環境論	2	1・2・3・4	
政党と選挙の政治学	2	1・2・3・4	
歴史と社会	2	1・2・3・4	
歴史人類学	2	1・2・3・4	
中国の歴史と社会	2	1・2・3・4	
近代日本と戦争	2	1・2・3・4	
資産運用の基礎	2	1・2・3・4	
地方行政と法	2	1・2・3・4	
事例で学ぶ民法	2	1・2・3・4	
現代社会と企業法	2	1・2・3・4	
国際社会と法	2	1・2・3・4	
現代社会と刑事法	2	1・2・3・4	
メディア論	2	2・3・4	
社会保障論	2	2・3・4	
地政学	2	2・3・4	
地方の現状と行方	2	2・3・4	
化学	2	1・2・3・4	
生物学	2	1・2・3・4	
環境科学	2	1・2・3・4	
数学	2	1・2・3・4	
応用数学	2	1・2・3・4	
遺伝学の基礎	2	1・2・3・4	
公衆衛生学	2	1・2・3・4	

		宇宙と物質と生命の科学	2	1・2・3・4	
		自然科学と技術入門	2	1・2・3・4	
		動物の自然史と分類	2	2・3・4	
		一般教養特殊講義	2	1・2・3・4	
スポーツ・健康 科目	スポーツ・健康の栄養学	2	1・2・3・4	(6)	
	健康科学論	2	1・2・3・4		
	運動科学論	2	1・2・3・4		
	健康科学演習	2	1・2・3・4		
	運動科学演習	2	1・2・3・4		
	健康スポーツ実習	1	1・2・3・4		
	運動スポーツ実習	1	1・2・3・4		
	野外運動実習 I	1	2・3・4		
	野外運動実習 II	1	2・3・4		
キャリア デザイン 科目	大学生活とキャリア	1	1・2・3・4	(7)	
	インターンシップ入門	1	1・2・3・4		
	キャリアビジョンとキャリア形成	2	2・3・4		
	広島の事業承継を学ぶ	2	2・3・4		
	キャリアデザイン特殊講義	2	2・3・4		
	新社会人のキャリアを学ぶ	1	4		
データ サイエンス 科目	データサイエンス概論	2	1・2・3・4	(8)	
	情報処理入門	2	1・2・3・4		
	統計学	2	1・2・3・4		
	情報化社会と人間	2	1・2・3・4		
	情報と知能	2	1・2・3・4		
	応用統計学	2	1・2・3・4		
	情報基礎演習	2	1・2・3・4		
	情報応用演習	2	1・2・3・4		
	プログラミング入門	2	1・2・3・4		
	データサイエンス特殊講義	2	1・2・3・4		
主	基本科	法律基礎A	1	1・2・3・4	

専 攻 科 目	法律基礎B	21・2・3・4		
	法律学概論	21・2・3・4		
	日本法制史 I	21・2・3・4		
	西洋法制史	22・3・4		
	国際法	22・3・4		
	基本的人権 I	22・3・4		
	基本的人権 II	22・3・4		
	憲法原論	21・2・3・4		
	行政法総論	22・3・4		
	刑法総論 I	21・2・3・4		
	刑法各論 I	22・3・4		
	刑事訴訟法 I	22・3・4		
	民法入門	21・2・3・4		
	民法総則	21・2・3・4		
	物権法	22・3・4		
	契約法	22・3・4		
	不法行為法	22・3・4		
	民事訴訟法	43・4		
	企業取引法	22・3・4		
	会社法	42・3・4		
発展科 目	法哲学	22・3・4		
	法社会学	22・3・4		
	日本法制史 II	22・3・4		
	国際人権論	23・4		
	統治機構	23・4		
	社会保障法	23・4		
	行政救済法	23・4		
	税法	23・4		
	刑法総論 II	23・4		
	刑法各論 II	23・4		

	刑事訴訟法Ⅱ	23・4	
	刑事政策	23・4	
	担保法	23・4	
	債権総論	22・3・4	
	家族法	23・4	
	民事執行法	23・4	
	金融商品取引法	23・4	
	労働法	23・4	
	経済法	23・4	
演習	基礎演習Ⅰ	21	(9)
	基礎演習Ⅱ	22	
	基礎演習Ⅲ	22	
	ゼミナールⅠ	23・4	
	ゼミナールⅡ	23・4	
	ゼミナールⅢ	24	
	ゼミナールⅣ	24	
	卒業研究	23・4	
特別科目	特別講義A	22・3・4	
	特別講義B	23・4	
	特別講義C	12・3・4	
	特別実習A	12・3・4	
	特別実習B	22・3・4	
学部関連科目	現代経済入門	22・3・4	
	哲学概論Ⅰ	21・2・3・4	
	哲学概論Ⅱ	21・2・3・4	
	倫理学概論Ⅰ	21・2・3・4	
	倫理学概論Ⅱ	21・2・3・4	
	日本史概論Ⅰ	21・2・3・4	
	日本史概論Ⅱ	21・2・3・4	
	東洋史概論Ⅰ	21・2・3・4	

	東洋史概論Ⅱ	21・2・3・4		
	西洋史概論Ⅰ	21・2・3・4		
	西洋史概論Ⅱ	21・2・3・4		
	地誌Ⅰ	22・3・4		
	地誌Ⅱ	22・3・4		
	人文地理学Ⅰ	22・3・4		
	人文地理学Ⅱ	22・3・4		
	自然地理学	22・3・4		
自由選択科目				

- (1) 広島修道大学と広島は、原則として1年次に履修必修とする。
- (2) 日本語I～VIII、アカデミック日本語、ビジネス日本語、漢字入門I・II、留学生アカデミックスキル、留学生キャリア形成は、外国人留学生等のみ履修することができる。
- (3) 中長期スタディ・アブロード（入門）、中長期スタディ・アブロード（事前）は、TOEIC® Listening & Reading Test（以下、「TOEIC L&R」という。）450点以上またはTOEIC Bridge® Listening & Reading Tests（以下、「TOEIC Bridge L&R」という。）76点以上のスコアを取得している学生が履修できる。また、Multicultural Projectは、TOEIC L&R 500点以上またはTOEIC Bridge L&R 81点以上のスコアもしくは実用英語技能検定2級以上を取得している学生が履修できる。
- (4) 英語科目は、当該学期のレベル区分に基づき履修する。
- ①英語コミュニケーション入門I・II、英語文法入門I・II、資格英語入門I・IIはレベル1の科目とし、レベル1の学生に限り履修できる。
- ②アカデミック・リーディングI・II、英語プレゼンテーションI・IIは、レベル2・レベル3・レベル4の学生が履修できる。
- 英語科目のうち英語I・II（リーディング・ライティング）、英語III・IV（リスニング・スピーキング）、アクティブラーニングリッシュI・II、アカデミック・リーディングI・

II、英語プレゼンテーション I・II、英語コミュニケーション入門 I・II、英語文法入門 I・II 及び資格英語入門 I・II を除く I・II の科目はレベル 2 の科目とし、レベル 2 の学生が履修できる。III・IV の科目はレベル 3 の科目とし、レベル 3・レベル 4 の学生が履修できる。V・VI の科目はレベル 4 の科目とし、レベル 4 の学生が履修できる。

- (5) 中級外国語 I・II、言語文化特殊講義 I・II 及び上級外国語 I・II は、当該外国語 I～IV の 4 単位を修得している学生が履修できる。外国語特殊講義は、当該外国語 I～IV の 4 単位と、当該外国語の中級外国語 I・II、言語文化特殊講義 I・II 又は上級外国語 I・II から 2 単位を修得している学生が履修できる。
- (6) スポーツ・健康科目の実習科目は、8 単位まで修得することができる。
- (7) 大学生活とキャリアは、原則として 1 年次に履修必修とする。
- (8) データサイエンス概論は、原則として 1 年次に履修必修とする。
- (9) ゼミナール IV に替えて卒業研究を履修する場合は法学部教務委員会の許可を得なければならない。